

のじやないかと思います。と申しますのは、ほどんど漁船も大型化してきておりますし、外航関係のことにおきましても、内外の使用度というものが大きくなつておられます。ですから、当然もう三種漁港も当然含めていかなければいけないということは、私は当然の理だと思うのです。
そこで漁港法の第一条でも、読み上げるまでのこともなく、第一条に「この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄与するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。」と、そういう目的観の上から考えまして、考えてみれば、漁港の修築事業の整備計画を、今日まで第一次から第四次計画に移されて、移行されておりまして、二十年の経過をしているものもずいぶんあるわけであります。
で私は、先日川村委員は、未着手のものを取り上げて、盛んに指摘をされましたが、それにもう当然であります。私は、その未着手のものより、着手しているけれどもまだ完工していないというものを、私は、きょうは取り上げてみたいと思うのですが……。
いただいております資料によつてもわかるんであります、が、完工されていない、工事中のものが九十九港——この資料によつて計算してみますと、私はあるのじやないかと思うわけです。第一次計画で国は四百五十港の計画をしまして、第四次までに完工されたものが三百五十一港である。未完工を引きますと、九十九港になる。完成、完工されないそれぞれの漁港は、基本施設だとか、あるいは機能施設の、それぞれ違ひがござります。また、地形の問題もありましようし、特殊性を持つた気象等々の関係も、条件はそれぞれ違つておるわけで、未完工であるということは、一つ一つその理由があつて完工されないということだと思います。それらの状態というものを、一つ一つ掌に握していかなければならぬ。これがなされなければ、次への計画を幾ら立ててもだめだといふことになるのです。

（いま申し上げましたように、「漁港整備計画（第一次と第四次）」とその実績」というものを、いただいておるものの中から、私は申し上げているわけですがれども、もう一回繰り返して申し上げますと、第一次計画の、第十回国会、昭和二十六年の、四百五十港というものを承認をされて、そして進めていかれた。それから第二次では六百四港、第三次では三百八十港、第四次では三百七十七港、こういうふうに漁港数というものを指定されしております。そして、第一次の四百五十港のうちに未着工が七十五、それから完成したものが四十三ということになつておりますが、この完工されたものが、四百五十港のうちの四十三である。それから第二次に完工されたものが二百四十三、第三次に完工されたものが四十九、第四次が十六といふ、これを合計しますと、三百五十一港になるわけでございます。ですから、最初に四百五十港の計画を立てたもの、四次まででき上がつたもの、完工されたものの港数を合計しましたものが、三百五十一となりますが、そうすると、四百五十から三百五十一港というものを引けば、最初に申し上げました九十九港ということになるわけであります。ですが、この九十九港についての漁港の名前、それらがわかれればお知らせを願いたいと思うんであります。第一次の四百五十港だけを取り上げてみた。そうして着工するという計画の四百五十港を基盤にしての考え方方にとらえてみても、全体の完工したものから差し引いてみても、九十九港は未完成などということになる。おわかりでしようか。

した結果の概数を申し上げますと、一応第一次漁港整備計画に四百五十港採択されました。うち一次から二次に引き継ぎ、三次にさらに引き継ぎ、四次にまで引き継いで事業を実施しているものが百三十港ございます。それから一次から三回まで修築事業として実施しまして、おおよそ完全成いたしまして、あと仕上げを第四次で改修時まで実施しているものが三十四港ございます。それから一次、二次を修築事業でやりまして、三次は改修に落ちましたが、その後さらにまた必要性が生じまして再度修築事業として実施したもののが二十港ございます。それから一次、二次、修築事業でやりまして、三次、四次、改修事業でやつたものが五十六港ございまして、これらを合わせまして二百四十港ございますが、この二百四十港は、結局一次から第四次までずっと引き続いて事業を実施している港数になります。

それから次に、完成港でございますが、一次のみで完成したもの、先ほど四十三港という数字が出ましたが、このうちそのまま、完成のままであるとで再度事業を実施しないもの、すなわち一次で完全に事業が終わりましたてその後事業を実施していないものは、その四十三港のうちの二十九港でござります。それから一次計画と二次計画を実施しまして完成したものが七十九港ございます。それから一次、二次、三次と修築事業をずっと実施しまして完成したものが十三港ございます。

以上、四ケースを合計しますと百四十六港になりますて、結局第一次の四百五十港のうち、第一次のみで完成したものは第二次、第三次等に引き継ぎはしましたが一応とにかく完成しまして、現在事業をやつていません個所が百四十六港ございます。それから、一次で一応完成し、二次計画では休んでおりますが、その後また再度事業の必要が生じまして、三次計画あるいは四次計画におきまして修築あるいは改修事業として再度着手

工したものが、これはいろいろのケースはござりますが、含めまして六十四港ございます。

以上、合わせまして四百五十港になりますが、結局、第一次採用漁港の四百五十港のうち現在も引き続いてずっと継続して事業を実施したもののが二百四十港、それから多少二次、三次には持ち越しましたが、少なくとも現在においては、完成して事業を実施していないものが百四十六港、それから一次では一応完成しましたが、完成して二次では事業をやつておりますが、三次、四次等で再度事業の必要性を生じまして現在、再度着手したもののが六十四港という結果になつております。

○宮崎正義君 そうすると二百十港ということになりますね、二百十港ですね。

○説明員(矢野照重君) 二百十港といいますのは……。

○宮崎正義君 二百十港というのは、工事がまだそのままずっと引き継がれてきているというやつですね。

○説明員(矢野照重君) 二百四十港です。

○宮崎正義君 一百四十港ですね。完成したもののが二百十港ですね、全く完成したものが。

○説明員(矢野照重君) 現在完成しているのが百四十六港です。

○宮崎正義君 六十四というのが、再度できるというのでしょうか。

○説明員(矢野照重君) さようございまます。

○宮崎正義君 そうでしょ、わかりました。それはいま御説明がありましたので大体わかります。といいますのはあとでまた質問をいたしますと、その内容がよくわかるわけです。どういうわけで、そういうふうに一次から二次、三次へと縦り越して移行されいかなければならないのかと云ふことを一つの例をもつて今度じっくりとこれから申上げます。

そこで、さつそくその例に入りますが、これは青森県の三厩の漁港のことから一つの例をとつてお話しをしてお伺いをしてみたいと思いますが、

工したもののが、これはいろいろのケースはござい
ますが、含めまして六十四港ございます。

以上、合わせまして四百五十港になりますが、
結局、第一次採用漁港の四百五十港のうち現在も
引き続いてずっと継続して事業を実施したものが二百四十港、それから多少二次、三次には持ち越
しましたが、少なくとも現在においては、完成し
て事業を実施していないものが百四十六港、それ
から一次では一応完成しましたが、完成して二次
では事業をやめておりませんが、三次、四次等で
再度事業の必要性を生じまして現在、再度着手し
たものが六十四港という結果になつております。

○宮崎正義君 そうすると二百十港ということにな
りますね、二百十港ですね。

○説明員(矢野照重君) 二百十港といいますのは
は……。

○宮崎正義君 二百十港というのは、工事がまだな
どありますと引き継がれてきているといふやうに
ですね。

○説明員(矢野照重君) 二百四十港です。

○宮崎正義君 一百四十港ですね。完成したもの
が二百十港ですね、全く完成したものが。

○説明員(矢野照重君) 現在完成しているのが百
四十六港です。

○宮崎正義君 六十四というのが、再度できると
いうのですよ。

○説明員(矢野照重君) さようございます。

○宮崎正義君 そうでしょう、わかりました。そ
れはいま御説明がありましたが、大体わかります。
といいますのは、あとでまた質問をいたします
と、その内容がよくわかるわけで。どういうう
けで、そういうふうに一次から二次、三次へと繰
り越して移行されいかなければならないのかどう
いうことを一つの例をもつて今度じっくりとこ
から申し上げます。

そこで、さつそくその例に入りますが、これければ
青森県の三厩の漁港のことから一つの例をとつてお
話しをしてお伺いをしてみたいと思いますが、

御存じのよう青森県の三厩港は、これは第二種漁港でございますが、昭和二十六年から第一次整備計画が着工されまして、第二次、第三次、第四次と今日までに至っております。第一次から第四次までの実績はどうなつてあるのか、あるいはまた事業費の実績はどうなつてあるのか、また、その第四次に来ておりますが、その進捗率はどうなつてあるのか、第二次整備計画、第三次整備計画の年次別事業費はどんなんうに国から負担をしているのか、そういう具体的なことをお伺いをしたいわけであります。これも前もって三厩のことをお質問するからと、どううに申し上げておきましたので、お調べになつてあると思いますのでお答えを願いたいと思います。

○説明員(矢野照重君) 三厩漁港の整備の状況でございますが、これは一次計画からずっと引き続

いてやつております。第一次計画におきましては、実績が二千六百六十万でございます。第二次

計画におきましては三千四百万で、その時点におきます計画は、一応完成しております。引き続

いてさらに拡張の計画がございまして、第三次にも採択されまして、第三次計画におきます実績は四

千六百九十万、四次計画におきまして引き続き採

択されておりまして、四十四年から四十七年まで

の実施見込み額が七千九百六十万ということに相

なっております。

○宮崎正義君 これは私のほうの調べたのでは、

事業費が第一次が七千九百八十万円で、その実績

が二千六百六十万円で三三・三%しかできていな

い。第二次計画は、いま言われたそのとおりの一〇〇%であります。第三次計画は一億二千六

百万のうち四千六百九十万で三七・二%、四次

計画は二億七千九百万でそのうちの七千九百六十

万で二八・五%という予算の率になつております

がね、それでこのようになつてあるのですがね、現地の私は状態を聞いてみたのですが、これはど

うなんですか。

○説明員(矢野照重君) 私、先ほど実施額を申し

上げましたので、全体計画につきましては、ただ

いま先生がおつしやつた数字に間違ひございませ

ん。

○宮崎正義君 ですから予算が、事業費と実質と

いうものがだいぶ違ひがあるわけでしょう。それ

だけ消化しないといふことです。工事をしてな

いということになるわけですよ。ですから、私

は事業費の面と実際できたものとの進捗率という

ものを伺つたわけなんです。

さらに、こまかく申し上げますと、これを申し

上げませんと、日本全体の漁港の状態というものがわからぬと思ひます。たとえば、第一次整

備計画で昔からあります、昭和初頭につくった五

十メートルくらいの防波堤を第一次で十二メー

ターラの防波堤に増築したわけです。そして、その

前の分にかさ上げをしたわけです。そのかさ上げ

費用は入つておるわけです。これが昭和二十六年。

昭和二十七年になりますと、防波堤を今度は十八

メートル延ばした。十八メートル延ばして、今度

はかさ上げを九十二メーターやつてあるわけ

です。それから、二十九年には八メートル防波堤をやっ

て、物揚げだと排水口だと埋め立てとかしゆ

んせつだとかやっております。

〔委員長退席、理事龜井善彰君着席〕

それから、三十年には八・八メートルの防波堤を

つくつてある。それから、二次のはうに入りまし

てから、防波堤を十メートルやつて、今度はかさ

上げを五十メートルやつたんです、前に戻つてき

ているわけです。それから三十二年にはしゆんせ

つとか、あるいは物揚げだと護岸だと埋め立

てだとかやつております。それから三十三年には

防波堤は二十二・五メートルやつております。

それから三十五年には防波堤を今度は三・七メートルやつて、船揚げ場が四十

メートル延ばしてあります。

○説明員(矢野照重君) いま先生がおつしやられ

ましたような施行段取りでやつたことは、十分承

知しております。それで、防波堤をつくる場合

に、完成断面でなぜやらないかという御質問の趣

旨だと思いますが、これはそういう場合は、大体

大きく分けて二ケースあると思います。一つは、

これは主として純技術的な問題になりますが、特

に地盤が悪い場合には基礎捨て石あるいは堤

体工まで施工しまして、そして一年あるいは場合

によつては上に仮荷重を載せまして、二年程度落

ち着かせまして十分基礎が固まり堤体が安

定した段階で再度後年度にかさ上げ、最後の仕上

げをやるという場合、それからもう一つは、これ

は効果をあげるというような面からでございます

が、一応防波堤としましては堤体ができる

んだ、ということが結論となつて、それではこ

ういうものが發揮できるわけですが、その場合

に、与えられた予算内でやる場合に、完全な断面

で、今度翌年になってそこをかさ上げをしている

だけ消滅しないといふことです。工事をしてな

いといふことになるわけですよ。ですから、私は多

く、今度翌年になつてそこをかさ上げをしている

だけ消滅しないといふことです。工事を

の秋までは、ここまで思ひ切つて財力を傾注して、それではこの点まではどうしてもつくなければいけないのだといつてあれが完成したというようなことが出ておりましたのですがね。そういうようなことを言つておられるわけなんですがね。長官、どうなんですか。

○政府委員(太田康二君) 予算の執行のしかたの問題もあるうと思いますし、いま言つた技術上の問題もあるうと思いますが、先生に御提出申し上げました漁港整備計画の過去の姿を見ていただきますとわかりますが、実は、現在やっております第四次漁港整備計画みたいに、何年から何年までの間に総額幾らでやりますというようなことが、実は、その法律発足当初ははつきりしていなかつたわけです。それで、第一次の計画というのは、さつき御指摘ございましたように、四百五十港を修築事業の対象に取り上げます、その事業費は五百四十四億でございます、それを昭和二十六年度以降実施いたします、そこまでがきまっておりまして、実際には昭和二十六年から二十九年度までにやった事業は、百二十一億しかやっていないわけです。それで進捗率が二二・三%。ここで第一次の整備計画というものは打ち切つたわけでございませんね。それでまた第二次に移りまして、第二次が六百四港で五百五十億の事業費でやります、このときも昭和三十年度以降だということで、いつまでということがはつきりしていなかつたわけだと思います。しかも、それを実施してまいりました結果、三十年から三十七年度まで実施いたしましたして、三百九十三億二千三百万の事業を実施したわけで、これも、だから計画というか、計画に対しましては七一・四%しかいっていなかつ

た。そんなようなことをございました、いま御指摘のようだ、たとえば先ほど御指摘の港につきましては、第一次の場合には、計画は確かに七千九百八十万の計画でございましたが、実際に二十六年から二十九年までに実施しましたのは二千六百六十万円、進度率でいいますと三三・三%。全体の第一次の計画の進捗率が二二・三%しかいておりませんから、それに比べますれば、平均よりは一〇%ぐらい高くはこの港については実施いたしておりますが、第一次計画、第二次計画の時代には、いつからいつまでにということが明確でございませんで、そのために非常に進捗率といふのが途中で打ち切られたというようなこともありますので、非常におかしなかつこうになつておる。しかし、御指摘のとおり、予算の何か実行のしかたが多少総花的になつて、もつと重点的にやれば計画がもっと高く進度を確保できたものが、確保されていないというような問題はあるうかと思いまして、実施の際に、十分そういう点につきましては、今後、配慮してまいりたい、かように存しております。

○宮崎正義君 それもまた、おかしげな話なんですよね。第一次計画というのは何年から何年までにやつていかなければならんんだといふ一応の目途は立つてあるわけです。予算も立つてあるわけですからね。ですから、そういう面からいければ完全に第一次は二十六年からですか、二十六年から三十年、それから第二次が三十年から三十年、第三次が三十九年から四十三年、このように一応三五のほうにはできているわけですねけれどもね。それに基づいてやっていきさえすればいいわけです。いま御答弁がありましたから、これ以上申し上げませんけれども、実際問題として、その漁民の人たちが——いま、しゅんせつの事業にしましても、これはたいへんなことなんです。この予算の内容を見て、いきましても、しゅんせつ、しゅんせつ、しゅんせつ、こればかりではありません。わけです。これは、ここばかりではありません。日本列島のずっと沿岸には、しゅんせつをやらな

なければならない地帯といふものは一ぱいあるわけなんです。北海道なんかは、散布だとか、あるいは霧多布だとか、あるいは琵琶瀬なんといふのは、やはりすごいしゅんせつをやらなければならぬ。琵琶瀬なんといふところは、防波堤をつくつたつて船が着かない。そんなものを平気でつくつて、防波堤つくつたんだといって、地元には言つているわけです。地元の人は、防波堤ができるたつて、船を全然着けられないようなことが、は——しゅんせつをやつた、やつたといつたつて、しゅんせつをどこにどういうふうにやつているのだということなんです。これと同じことが、三廻でも言えるわけです。写真もとつてきていますから、ごらんに入れますよ。私の言つていることがどうであるかということは、はつきりしているのです。写真、みんなとつてきてますから。ですから、そういうしゅんせつ作業の事業にしましても、より高度な計画を立てていかなきゃならない。いま機械力も、技術力も相当上達をしているときなんですから、ですから、第一次、第二次当時は全然違つてきているのだというようなこともありますから、そういう特質のある地帯といふものは、特質のあるやはり予算処置といふことを考えて、上げていくようになります。なければ、いつまでたつたつて、一次から二次、三次、四次で、全部継続しても、二十年間もまだそのままであるといふのは、内容をよく検討してみれば、しゅんせつだ、しゅんせつだということだけなんです。そういうところもある。ですか、ら、そういう面を御勘案願いたいと思うのですが、その点どうなんですか。

ないということになります。したがいまして、そういうことになりますと、実際に計画されたものと、予算が成立した暁におきまして、実施をすむ際に計画するものとの間に、若干の相違を来たすことは御理解をいただけることだらうと思います。そんなこともございまして、実行の段階におきまして、漁民の方々が自分たちが描いていた計画と、実施されたものとの間にそこを来たすといふようなことがありますかと思ひます。要は、やはり私どもが要求いたします予算の額をできる限り大きくするということですが、基本にならうかと思ひますので、私どもといいたしましては、過去におきましたそいした経験も十分踏まえまして、今回の第五次漁港整備計画と、いう際には、十分予算措置を講ずるよう、財政当局とも折衝してまいりたい。

なお、具体的な問題につきましては、漁港部長からお答えをいたします。

○説明員（矢野照重君）　ただいま琵琶瀬の例がございましたので、この経緯を簡単に御説明申し上げますが、琵琶瀬漁港は、琵琶瀬川の河口にございまして、周辺にはかなり勾配のゆるい砂浜地がござります。こういうところが、早くいえば漁港をつくる場合には、最もむずかしいところでございまして、ちょうど水深が二、三メーターというようなところは碎波帯になつておりますし、漂砂の動きが一番激しいところで、われわれとしましてもこの漂砂対策ということが、漁港をつくる上に最もむずかしいところでございます。そういうことで、琵琶瀬漁港につきましても、そういう地形でござりますので、どういうふうな方法があるいは期間とか、そういうものをやつたらいいかといふことで、これは実は、ずっと検討中でございましたが、たまたま昭和三十八年以降、四十一年にかけまして町の単独事業あるいは道の単独事業等によりまして、一部河口の右岸側に四十メートルの防波堤あるいは四十メートルの船揚げ場等、簡単な施設をつくっております。これにつきまして砂がどういうふうな影響を及ぼすかということを

見ました結果、ここを根拠としております漁船は、大体平均喫水が二・五メーター程度でございまして、それでござりますと、本深としましても現在の状況で不可能ではないんじやないかということ、四十四年に改修事業で着工することに踏み切ったわけでございます。そういうことで、まず漂砂をとめるということで、現在導流堤の延長を行なっておりますが、四十七年度には大体九十五メーター程度の導流堤といいますか、防波堤を延ばしますと、その先端部がおおよそマイナス一メーターの水深のところへまいります。したがつて、これができますと、そのあと引き続いてしゅんせつすることによって、マイナス一メーター程度の水深は維持できるのじやないかということで、現在事業実施中でございます。

○宮崎正義君 時間があまりないので、いまの御答弁に対しても琵琶瀬のあれは道のほうでやつておることでありますし、問題点もありますけれども、いまお話しの中の一・五メーターの水深じやなきやならない船揚げ場のところだつて、實際は全然船はつけないんですから、砂で一ぱいで。荷物も何も揚げられるわけじやないんです、そういう実情なんです。

それはそれとして、三廻のことから申し上げましても、三廻の漁民の人たち、実際生活といふものはどんなふうにしているかといいますと、いまま、だんだんだんだんとあそこも漁船が大型化してきております。しかも、あそこは鉄船がないわけです。みんなシバ材を使っている。地元のシバ材を使っているから、まだ幾らか安いんですけども、いま大体四トンか七トンぐらい、ほとんど七トンくらいのをつくつておるんです。大体五百万から六百万かかるんです。そのうちの半分は近代化資金等で、六百万のうちの三百万ぐらいは借りることができますけれども、あと三百万というものは自分たちのかせいだものの中から、船大工の

貯金だとかというものを払いながら借金を払っていく。御存じのように、あそこは三ヶ月も瀬の中に入れっぱなしですから、潮虫にやられちゃいます。すっかり使いものにならない船になってしまふわけです。ですから、しおちゅう陸に揚げなきゃ生きやならない。六条間なんという地域は、ずっと過去何十年か何百年かそのままの形態のままになつておる。ですから、一々砂地へ揚げなきゃならない。そうしませんと、海へつけておきますと、虫にやられてしましますから。この船が大体六年間ぐらいために、漁業をやっているんだというようなことでも一面言えるわけなんです。こういう生活を続けながら、私たちのたん白質、食生活をしつかり守ってきてくれているわけです。こういう実情のもとの中にいるんだという、その中で働いている漁民の人たちというものその住みかは、どこかといえば漁港なんです。

ですから、漁港の整備を完全にするということは、漁業の基盤だといふうにおっしゃられるところのそういう理由はあって、そうだと私は思つります。そういうことから考え方を合わせて、先ほど私は長官が言われました、予算を出してもそのまま通らない。予算が少ない面もあるんだという、予算さえくればというように言わんばかりのお話しながら、それとも、考えてみれば、水産庁の予算の過半数の五五・九%といふものは、漁港整備の整備費であるということ、これは半分以上が漁港整備にもつてきているわけですね。そういうふうな漁港というものを一番重く見ておられることは、わかるわけであります。

ところが大臣、農林省全体の予算から見ると、本産庁の関係予算は五%なんですね。これはこの前も申し上げました。ですから、こういうふうなことから考えていまして、いま水産庁長官は予算が、予算がと言つております。第五次計画、これは当然いま全国から集まつて一生懸命おやりになつておりますけれども、幾ら一次、二次、三次、四次、五次と計画をお立てになつても、端か

○國務大臣(赤城宗徳君) 御意見私も同感でござりますが、計画を立ててもだんだんおくれておけば、漁民の生活を考えていったらどうなるのかと、いう立場の上から、予算処置のことについてどういうふうに取つ組んでいかれようとなさつておるのか、大臣のお考えを私伺つておきたいと思います。

いまます、計画を立ててもだんだんおくれておけば、漁港としての基盤としての位置づけ、あるいは最近水産部門の流通部門も地位が重要化していく、その目的に沿いかねるということは、まことに残念でございます。御指摘のように、また水産庁長官の答弁のように、予算といいますか、金がないと工事などにつきましても、いろいろの予算の効率的使用ということを考えても、十分設計どおりにもいかなくて、延びたり変更したりする。要するにいまの御指摘のように、根本的には十分の予算が得られれば何次計画、何次計画で延ばしてもいかなくとも、その計画を一期なら一期で済むのが、それが済まずにだんだん残っていくというのが現状でしようから、これから十分漁港の重要性といいますか、水産関係、あるいは流通関係の重要性を再認識しまして、予算の確保に十分強く努力したい、こういうふうに考えます。

○富崎正義君 もう一つ大臣にお願いがあるんですけれども、北海道のことを申し上げるんですけども、水産北海道ともいわれているように、いまの水産の水揚げ量というものは、北海道に大きく舞台が移っております。北海道のほうにどんどん本州のほうから船が行つております。漁船が入つておられます。そういう実情の中にありますて、非常に北海道がおくれておるわけです。したがいまして、北海道は百分の百というふうにされで計画立てておつたわけです。それが百分の九十五を五減らされていくみたいたい形になつてしまつておるわけですね。まことにこれは私は情けない。おくれたがゆえに百分の百やついたわけですか。それを百分の九十に減らされている。それで

• 100 •

北海道のほうに、集中的に本州方面の漁船がどんどん入ってくるのに、漁港の整備はそれを受け入れるだけの体制ができていない。私は百分の百までう一回引き上げていくべきだというふうに考
えますが、開発庁の関係の長官おいでな
どいませんけれども、開発庁の関係の方もおいでで
ござりますので、おそらく私の言つてることに
拍手かっさきをなさつているんじゃないかと思
うんですね、大臣はどうなんでしょうか。
○政府委員(山田嘉治君) 大臣がお答えになる前
に私から先にちょっとと申し上げるのは恐縮でござ
いますけれども、開発庁といたしまして考え方を
申し上げますと、ただいま先生御指摘のように、
北海道の漁港の重要性と、それから北海道の漁港
のおくれといふ点については、私どもも先生御指
摘のとおりに考えております。何せ気象条件も非
常に荒いということをございまして、北海道の漁
港は、漁港の全体の中で外郭水域施設というよう
なもののが占めます、金額的に占めます比率が、全
国の平均に比べまして約一〇%ぐらい北海道のは
うが高いといふことがございまして、これは北海
道の漁港整備がそれだけ困難であるということと
同時に、それだけおくれているということを示す
一つのあれであるといふうに考えますし、それ
から北海道に本州方面から非常に多くの漁船が
入ってきて、非常に日本の水産資源を揚げる上
で、水産資源を確保する上で重要な役目を果たし
ておるということも、全く先生御指摘のとおりで
あるといふうに考へるわけありますが、先生
御承知のよう、北海道は漁港だけございませ
んで、道路、河川、港湾、その他一般に特別に高
い補助率をもちまして、北海道の開発といふこと
これは北海道府とも十分に打ち合わせの上のこと
なんですけれども、北海道府から、第三次計画を
第三期計画と申しまして、四十六年度から新しい
んで、道路、河川、港湾、その他一般に特別に高
い補助率をもちまして、北海道の開発といふこと
されましたが、内閣総理大臣に対しまして提出
された意見書によりましても、北海道の開発

の進展の度合いに照らしまして、本州方面との負担の均衡と、いろいろなことを考へる必要があり、負担を持つべきものは地元で持つという姿勢を示すこととも必要であるということが意見書として道府からも出ております。

定をして資料もどっさり持ってきておるわけなんですが、これから申上げればますます時間がほしいわけなんですが、きょうはこれでやめます、残念でしようがありませんけれども。いずれにしましても、第三種の漁港を北海道取り上げまして、も、たった一つしかできていないんです、完工式がされているもの。あと何にもできていないんです。

補助と申しますか、そういう額は、毎年増加しております。たとえば四十四年から申し上げますと、漁港関係で北海道に対する補助のかさ上げ額は、四十四年が十六億七千五百万、四十五年が十九億九千四百万、四十六年が十九億二千五百万、四十七年度が二十四億五千万円というようになります。次第に、まあ何と申しますか、そういう特別手厚い補助の額もふえてきておりますので、私ども心配であります。今後ますますこういう方向でもつて積極的に北海道に対する助成と申しますか、そういう力をおもてまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

と、絶対額としては上回つておる。しかし、漁家の家族が多うござりますから、一人当たりの所得でみますと、都市の労働者世帯に対しまして約八一%というよくなことに相なつております。したがいまして、なお都市の労働者に比べますと、所得格差があるということがいえるわけでございます。沿岸漁業の振興につきましては、御承知のとおり、私どもといたしまして昭和三十六年から沿岸漁業構造改善事業を実施してまいつたのでございますが、さらに四十六年度から第二次の沿岸漁業構造改善事業というものを取り上げまして、沿岸におきますところの増養殖の振興、あるいは漁場の造成、改良、これらの事業に取り組んでおるのでございます。

なお、それ以外にもちろん漁港の整備にも力を入れておりますし、さらには、瀬戸内海が從来中心であつたわけがございますが、栽培漁業——從來の取る漁業からくる漁業へということで、栽培漁業を全国化するための調査なども四十七年度か

○國務大臣(赤城宗徳君) 様助率は多いほどいいと思ひますけれども、やっぱり北海道全般として、漁港その他公共事業を進めていく、そういう関係から勘案の上、こういう数字にきまつたようになります。でございましてので、この間に私も聞いております。でございましてので、この負担は負担として、国の予算を効率的に使って、そうして、北海道の公共事業を、いま御指摘の漁港なども進めていくようにいたしたいと、こう考

おいでござりますが私どもといたしましては、この北海道における漁港の重要性ということの認識でござりますが私どもといたしましては、このおいては、人後に落ちないつもりでございまして、先ほど水産庁長官からもお話をございましたように、第五次漁港整備計画におきましては、飛躍的に北海道の漁港関係の予算もふやしていくことなどを強力に、本産府あるいは大蔵省方面にお願いしてまいりたいというふうに考えておら

質問をされておこなうので私は二、三点半から聞きました。終わりたいと思いますが、特にこの中で、いまごく零細な沿岸漁業に従事するこの漁業者たるが、全くいま老齢化しておるのじやないか、う思います。したがつて、この実態を見たときに、やはり漁具の問題とか、あるいは漁網、あるいは漁業に対する技術指導、開発、こういう問題がいま急務ではないかと思います。これに対し基本的に水産庁のほうでは、どう対処する予定あるのか、この点まずお聞きしたいと思ひます。

中 小 葉 菜 そ て が ま き す 都 で 、 報

る金融制度としていたことは、漁業近代化の経営基盤が弱体でございますので、漁業近代化資金等によりますところの制度金融による融資、あるいは農林漁業金融公庫による融資制度もあるわけでございまして、近代化資金のごときは、本年度は三百五十億を四百五十億にふやしまして、資金需要におこたえを申し上げたいというふうにいたしております。

なお、基本的に技術の問題でいろいろ問題があろうという御指摘でございますが、全くそのとおりでございまして、この点につきましては、まあ農業改良普及事業はどの体制は整っておりますが、私どももやはり専門技術員、改良普及員の制度によりまして技術指導に当たつておるのでございまして、今後これらの施策を実施することによりまして沿岸漁業の振興をはかつてまいりたい、かよう存じております。

○宮崎正義君 時間が来てしまつたんですが、北海道のこの漁港の一つ、二つの例をこまかくとりまして、特殊な地域であるんだということを御理解えておられます。

それから、先ほどの答弁のやや補足になりますけれども、私ども負担を一割するということにならざりまされたけれども、いわゆる北海道に対しまつて、他の内地都府県に比べまして、特別手厚いふさ上げ額というものが決してこれでなくなつたわけではございませんで、漁港についてだけ申しあげますと、予算が毎年ふえてきておるということございまして、北海道に対する特別なかさ上げ

○政府委員(太田康二君) 本年度の白書でも御
告を申し上げておりますが、沿岸漁業者の所得
漁家所得でございますが、これは大体四十五年
百四十七万七千円ということございまして、
市労働者の世帯、あるいは農家の世帯に比べま
基本的には水産庁のほうでは、どう対処する予定
あるのか、この点まずお聞きしたいと思
す。

が、ま、報、都、で、す。
かよう存じております。
りまして、沿岸漁業の振興をはかつてまいりたい。
度によりまして技術指導に当たつておるのでございま
しまして、今後これらの施策を実施することによりま
が、私どもやはり専門技術員、改良普及員の制度
農業改良普及事業はどの体制は整つておりますが、全
りでございまして、この点につきましては、まあ
ろうという御指摘でございますが、全くそのとお
りでございまして、この点につきましては、まあ

○向井長年君 この技術指導の問題、普及員の問題ですね、これは実態は現在では少なくとも漁協の三つ、あるいは四つを兼務してやつておる。

こういうことで十分な技術指導ができるいない感じないか、こういう感じがするわけなんです。したがって、少なくともこの技術指導の問題については、拡充しなきやならぬのじやないか。いま言う、あっちこっち三つ、四つを兼務しておると

いうこと、これは十分な技術指導にならぬと思ひますが、今後これに対する普及員の拡充という計画はございますか。

かお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 実は、今回の法律で漁業協同組合整備基金を廃止することになりますが、今後これに対する普及員の拡充という計合に、助成、あるいは合併に対する奨励金の交付等を実施いたしておったわけでございますけれども、まあ、その一応の役目を果したということです、從来これを通じまして利息を免除いたした場合に、助成、あるいは合併に対する奨励金の交付等を実施いたしておったわけでございますけれども、まあ、その一応の役目を果したということです、從来これを通じまして利息を免除いたした場合に、助成、あるいは合併に対する奨励金の交付等を実施いたしておったわけでございますけれども、まあ、その一応の役目を果したということです、廃止することにいたしたわけでございますけれども、御指摘のとおり農協等に比べますと、漁協の基盤といふものは、弱体であるという御指摘のとおりでございまして、先年漁協の合併助成につきまして、さらに延長をお認めいただきたい

ら、中小企業のように、もういろいろ難多な形で各所にあるのと違つて。そういう意味から考へる

ならば、やはりそういう問題も零細企業の弱体化を強化するためにも、まずやはりこの問題も大きくなると同時に、なお、それに対する地方公共団体なりあるいはまた政府自身の助成という問題、これに取り組まなければ、事実やつたら何

が有利になるか、こういう利害の問題が伴うので、この問題はやはり慎重にそういう問題を検討しつつ進めなければならぬのじやないか、こう思いますが、この点は、いま長官が話されたから、そういう意味でひとつ取り組んでいただきたい、

こう要望しております。

それから、漁港法の一部を改正する法律案の中で、政府は特にこの提案説明の中で、漁獲量がい

ますけれども、さまざまな技術指導の予算もござりますし、先進地留学研修についての助成もいたしているのでございまして、もちろん基本的には改

良事業の拡充実施ということにあるわけでございまして、漁業自身の拡充の問題もございますが、それ以外に私どもいたしましては、漁村の成年年の育成策というようなことで、いろいろな集団活動及び研修につきましての助成等もいたしておりました。先進地留学研修についての助成もいたしているのでございまして、これら的内容を充実いたしまして、

やはり合併を奨励することによりまして基盤を強化するということが基本であろうと思ひます。そのため、先生のお話の中にもございましたよ

うに、県等に助成をいたしまして、巡回指導ある

いは駐在指導等の経費、さらには合併を推進するための県の事務費の助成、これらは前年に比べますと、かなり思い切つて予算もふやしまして実施に当たるということにいたしております。

なお、合併の推進の問題につきましては、系統自身も系統自身の問題としてこれを取り上げまして、私どもと県、それと漁協、これが一体となり

として、私どもが毎度漁港整備計画を立てますときの基本的な視点といたしまして、まあ将来における漁業生産の確保、それから計画を立てます場合に、将来を見通しましての漁船勢力の増大、あるいは流通機関の改善、地域社会の基盤強化というような観点から、漁港の整備に取り組んでおるのでございますが、御指摘のとおり、漁港の持つ機能といたしまして、漁船の係留をして、たとえば暴風雨等の際にも、一切被害を受けないような漁港の整備とということは、やはり漁港の整備が生産基盤の整備であるという意味にも通ずるわけでございますので、当然いま御指摘になりましたような点に視点を置きまして、漁港の整備計画に取り組んでまいりたい、かように存じております。

○向井長年君 中小企業も合併なり協業化といふことをきめて指導しておりますが、これはうまくいっていないですよ、中小企業全般は、漁業関係

は、その点はかえってやりやすいのじやないかと思ひます。これに對してやはりこの非常に弱い感じを受けますが、今後この問題について、まあ農協のような形までいけないにいたしましても、

どういう計画でこれを拡充しようとするているの

この計画が、特定の第三種漁港は、これはまあ、いいとしまして、沿岸漁業の整備は、非常にこれ

は不備だと思います。特に、山陰から北陸、先ほど北海道の問題も出ましたけれども、山陰、北陸

においては、従来これを通じまして利息を免除いたしたわけでございましたけれども、山陰、北陸

等を実施いたしておったわけでございますけれども、まあ、その一応の役目を果したということです、廃止することにいたしたわけでございますけれども、御指摘のとおりでございまして、先年漁協の合併助成につきまして、さらに延長をお認めいただきたい

お聞きましては、御承知のとおり、国会の御承認を得て決定をいただくわけでございますけれども、おおむね大体五ヵ年ぐらいを基本にいたしましたが、この点は、いま長官が話されたから、そういう意味でひとつ取り組んでいただきたい、

こう要望しております。

それから、漁港法の一部を改正する法律案の中で、政府は特にこの提案説明の中で、漁獲量がい

ますけれども、なかなか合併といふのはむづかしい事態にあるわけですから、この点は、いま長官が話されたから、そういう意味でひとつ取り組んでいただきたい、

こう要望しております。

それから、漁港法の一部を改正する法律案の中で、政府は特にこの提案説明の中で、漁獲量がい

ますけれども、なかなか合併といふのはむづかしい事態にあるわけですから、この点は、いま長官が話されたから、

そういう意味でひとつ取り組んでいただきたい、

うようなこともあります。しかしながら、最近におきます漁業をめぐる諸情勢を考えますと、将来やはり新しい面でそちらのほうにむかうなり重点を置いていかなければならぬだらうかというふうに考えます。

なお、これらの点につきましては、現在第五次漁港整備計画の作定の準備作業を取り進めておる段階でございまして、県から具体的な各一港一港につきましてのヒヤリングをいたしておる段階でございます。この段階で各緊要度に応じまして、いま申し上げたように、漁港整備計画の対象として取り上げるもの、あるいは改修事業、局部改良事業で対処するもの、それぞれあるわけでござりますけれども、十分最近におきます漁業情勢の変化等も織り込み、さらに将来の見通しも立てまして対処してまいりたいと、かよう存しております。

○向井長年君 この五ヵ年整備計画の問題について
○政府委員(太田康二君) では、私は、再検討が必要だと思うのですが、これは要望も含めてでござりますが、とにかくこれは、何年計画とかそういう年次計画を立てた場合に、これは農林省だけではありません建設省もしかりであります、非常に総花的で、先ほども意旨出ました、が、総花的で、非常にこれによつて弊害が起きる、あるいはまた、かえつてそれがその地域の支障になるという問題があるのですよ。少なからずとも計画というものは、重点的に年次計画を立て——特に、この漁港の場合は、そういう形でなければならないければ危険じやありませんか。道路であれれば、年次計画によつて、今期はこの予算でこれだけ進めることで、若干道路の場合には、そういう形になりますけれども、漁港といふものは、中途はんぱで置かれたら、これこそ危険なんですよ。そういう点をやはり年次計画の中でも、少なくとも総花じやなくて、重点的に時期、時期という計画を持つてやるべきだと思ひますか。
が、今後その点にどう対処されますか。

正法律案の審議の過程におきまして、その点は諸先生方からたいへん指摘をいただいた点でござります。私どもいたしましては、事業実施にありましたまゝ、大臣もお答えをされたわけでございましたけれども、公共事業につきましては、毎度その重点的、効率的な実施、施行ということが強く言われておりますので、そういったことは、私ども今後の実施にあたりまして十分念頭に置いてやつてまいりたい。まあ基本はやはりわれわれの要望する額を確保することが必要でございまして、両々相あらまして、いま申し上げたような姿勢で取り進んでまいりたいと存しております。

○向井長年君 これで終わります。とにかくわれわれは賛成法案ですから、これから取り組みに真剣に、あるいはまた、財源措置も今後あわせてひとつ総力をあげて御検討をいただくことを強く要望いたしまして、私、質問終わります。

○塙田大顯君 この水産三法につきましては、私が最後の質問者になりましたが、ひとつ積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

私がお聞きしたいと思っておりますのは、この白書にもございまし、それから各委員の質疑の中でも出たのであります、今日、日本の漁業の発展という問題から見まして、沿岸漁業の問題といふのは、やはり非常に私は重要な課題だろうと思うのです。ところが、白書を拝見し、また長官の御答弁をいろいろ聞いておりましても、やはりこの沿岸漁業の停滞の原因といふものが、一つには公害による漁場条件の悪化、もう一つは地域開発等による漁場の喪失、こういうふうに白書でも指摘しているわけであります。

そこで、私はこの問題についてお聞きしたいと思うのですが、まず第一に、国内では公害による漁場喪失、悪化という問題であります、やはりこれは非常に楽観できない問題だらうと思うのです。そこで、私は具体的に質問をいたしますが、一つは秋田湾の汚染の問題であります。秋田湾地区は昭和四十一年に新産都市に指定されまして、それ以降次々に工場ができてまいりました。その

ために公害が広がった、こういう状態でございます。しかも、昭和四十五年には新全総に基づく秋田湾地区の大規模工業開発構想というものが出来まして、四十五年には基礎調査が着手されました。この構想によりますと、湾内の埋め立てが五千ヘクタール、内陸において七千ヘクタールの工業用地と閑用地を確保する。ここに鉄鋼や石油あるいはアルミ、合成繊維、造船、機械、各種の基幹産業を持つてくると、こういう構想で、いわば鹿島の臨海工業地帯の約三倍に当たる、こういうふうに言われているわけです。そこで問題が非常に出てきたわけでありますけれども、昨年十二月に試運転を開始いたしました東北製紙秋田工場、これから出ますペルプ廢液によりまして非常に汚染がひどくなってきた。さらに、東北製紙の南の雄物川河口からは十條製紙の廢液が出てくる。これが男鹿半島一体までずっと汚染してきておるという問題が出ておりまして、地元の漁民の方々は、たいへん憂慮されている陳情されておりますけれども、水産庁としてはこの実情を知つていらっしゃると思うのですが、この公害による被害の実態をどういうふうにつかんでいらっしゃるか、あわせてこれに対する対策をお持ちでございましたら聞かせていただきたい。

おるのでございます。
そこで、県いたしましては、御指摘の東北製紙との関係におきましては、県と市と会社との間でまあ近ごろどこでも企業が進出いたしますと、公害対策に關する協定書というものを交換して処置をいたしておるようございますが、東北製紙との間に、公害対策に關する協定書を交換しておるのでございまして、その中身といたしましては、水質汚濁防止法によりまして県条例で定めている基準よりも、きびしい規制を加えておるようございます。たとえば BODにつきましては一〇〇PPM、CODにつきましては二〇〇PPM、というような基準がきめられておるのでございまして、実際三月二十四日の排水調査の結果によりますと、CODはやはり基準よりも低くなつております。ただ、水質はあまり悪くありませんでござりますが、それよりも低い実態を把握をいたしております。ただ、水質はあまり悪くなつていいようございますが、悪臭が強くて一般市民から苦情がたいへん多く出でるということを聞いております。
それから、工場自体の操業でございますが、昨年の十二月末から試験操業を開始したようでございますが、処理工程が不完全のため再三操業を中心し、現在まだフル稼動には至っていないというふうに承知をいたしております。排水は湾に直接排出されておるのでございますが、沖出し五百メートルぐらいでは、やはり黄色に汚染されおるというような状態を承知をいたしております。
そこで、まあ県いたしましては、当然こういった実態にござりますので本年五月に秋田県秋田船川水域漁場保全協同調査委員会といふものを一応発足をさせまして、六月から同海域の調査を実施することにいたしております。これは具体的に申し上げますと、県、市、漁協がメンバーとなまりまして、五月の下旬に秋田船川水域漁場保全協同調査委員会といふものを発足いたしまして秋田

ら実施をする。水産試験場の船、あるいは漁船の協力を得て月一回ないし三回、定点二十五点をとりまして水温、塩素量COD、PH、こういったものの調査をするような計画に相なつております。県 자체もそういうことで十分対応の姿勢をとどめになつておりますので、われわれも十分県と連絡もとりますし、私どもの試験研究機関等もこれの指導に当たりまして、この水質汚濁の、何と申しますか、状況の把握につとめると共に、こういったことが水質汚濁が沿岸漁業への漁場の汚染につながらないよう規制を進めてまいりたい、かよう存じております。

○塚田大願君　いまのお話ですと、県としてもいろいろ手を打つて、こういうお話をございましたが、地元の漁民の皆さんのお話を聞きますと、あの男鹿半島一帯の漁民の皆さんは、とにかく茶褐色をした、しかも非常にくさい污水が沿岸に寄ってきて魚が寄りつかなくなつてしまつて、こういうことを言つていらっしゃるわけですね。で、現実に問題が起きているわけなんですが、そういうふうになっておるというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(太田康二君)　この秋田湾のケースで申し上げますと、かつて昭和三十六年に会社と漁協との間で協定が成立しまして、この当時はまだ公害問題というようなことがあまりうるさくはなかったと思うのですが、一応東北バルブあるいは帝国石油、東北肥料、日本石油、三菱金属、秋田の石油化学等々と関係漁協との間で協定が成立いたしまして、当時の金として漁業振興のための協力金ということで、千七百万円の支払いをしております。しかし、最近におきましてまた新しく企業の進出もございまして、これらに対応する対策をいたしまして、先ほど申し上げたような措置も講ぜられておるわけでございますけれども、そらくこういったところでは、複合汚染の形態を

なるうと思ひますので、実際に先生が御指摘になりましたような被害が出てまいりますれば、それに伴いまして当然加害者が明らかな場合には、加害者と漁業協同組合との間で、それについての損害賠償の話し合いが行なわれる。もちろん話し合いによって解決することが一番望ましいわけでございまして、この際私どもいたしましては、県等を指導いたしまして、両者の話し合いが行なわれるよう指導をしなければならぬというふうに考えております。そういうことで大体まあ解決をみていく例が多いわけでございますけれども、事と次第によつては、あるいは民事上の争いによるということもあり得るわけでございますけれども、具体的にまだ私どもいたしまして、今回の東北製紙の進出によりまして被害がどの程度出たかという点につきましての実態につきましてまだ把握をいたしておりませんが、具体的にそういう問題が起りますれば、過去の例等もあるわけでございますから、十分指導につとめまして、漁業者の被害を十分救済するための措置を講じてまいりたい、かように存じております。

出しておる。さらに問題なのは、この千七百万円によって今後将来一切の漁業権を放棄すると書いたんですね。「漁業権を将来に亘つて放棄するものとする」、それから「許可漁業及び自由漁業に関する一切の請求権を永久に放棄する」というふうに非常にはつきり言つておるんですね。請求権も漁業権も将来永久にわたつて放棄するんだと、それが千七百万円の漁業協力金でこれいいんだと、こういう人を食つた契約書なんですね。これがいかに公害問題がそれほど大きな問題にならなかつた十年前といえども、この契約書そのものが非常に不当なものだということを私もは感ずるんですね。で、つまり言いかえれば漁業権も放棄し、請求権も放棄したんだから、以後はその会社側の立場からいえば、一切どんな汚水を流しても何も文句なんか言わせないんだ、まあ流れば流ただけでいいんだという立場を会社側はこれによつてとつたと思うんです。こういう契約書に基づいて十年間やつてきて、そしていまでは男鹿半島のほうまで汚水が広がつて——あの男鹿半島というは非常に優秀な漁場ですが、これが汚染されてきてると、これでは沿岸漁業が私は发展するはずがないと思うんですね。いかに水産庁ががんばつても、こういうことが野放しにされたんでは、これはどうにもならないだらうと私は考える。で、こういう例が——私、この契約書を見て実際にびっくりしてしまつたんですが、こういう例というのはほかにもあるんでしょうか。あつたらひとつちよつと教えていただきたいと思います。

のほうが勧められてしまったというふうなこともあります。ただ、御承知のとおり水質汚濁防止法によりまして國が基準をきめ、さらに県といたしましては、条例でさらに國の上乗せ基準をきめております。したがいまして、具体的に共同調査委員会が発足いたしまして、今後調査をした結果、これらに違反をして、そのためには漁業被害が出ておるというようなことが明らかになりますれば、また別途の立場で補償要求もできるというふうに私は考えております。いま先生の御指摘になりましたように、会社との協定で漁業権を放棄したというようなことは、あまり私ども存じていないのでございまして、具体的にたとえば臨海工業地帯の埋め立て等に伴いまして漁業権が消滅して、その補償を得ておるというような事例がこれはまあ海岸埋め立て等に伴いましてかなりの数にのぼつておるということは承知をいたしております。

害に対しては新しい補償
しゃいましたが、そ
ろしゅうござりますか。
○政府委員(太田康一君)

連絡をとりまして、実態の調査もしなければならないと思いますが、実際に県が水質汚濁防止法によって各工場の排水規制をいたしておるわけございまして、排水口につきましても当然BODとかCODとか調査をいたしておるわけでございます。これらにつきましては、私どもの国がきめております基準よりもきびしい上乗せ基準を県の条例で定めておりますので、これが確保されているかどうかお十分調査をし、さらに確保されておつても、実際に被害をあるんだというようなことが明確になりますれば、その段階におきまして当然また新しい観点からの問題提起ということはありますかと思います。いずれにいたしましても、いま少しく私ども時間を拝借いたしまして、県とも連絡をとりまして実態の解明に当たりたい、かよう存じております。

ですが、いまも長官から水質汚濁防止法の基準の話が出来まして、県としては相当きびしくやっているというお話をしたが、しかし、この個々の排出規制ではたしてこういうものが解決できるのかどうか、工場ごとに一つやつたって、ほかの工場がわあっと出してくれば、これはもう全体として汚濁がひどくなってくるわけなんですが、そういう点で排水の総量規制というようなことはできないものかどうか、その辺は環境庁としては、どんなふうにお考えでしょうか。

○説明員(中山正実君) 先生御指摘の総量規制の問題でござりますけれども、まず一応個々の工場ごとに排水基準というのはきまつておりますものですから、そういう意味からいいますと、総量規制と若干意味が違ってきて、一工場、たとえば東北製紙だけを規制しているわけではございません。そして、当然十条製紙以下各工場についてやはり排水規制の基準値というのをございますから、そ

それから、先生御指摘の、一応そういうふうな環境に対する汚濁の負荷総量でございますが、これは一応われわれ環境容量と考えておりますけれども、そういうことで、そういうふうなあるAとども、いかに立派に資源を守るために規制を設けられていて、どういうふうな規制を設けておられる総負荷量について、どういうふうな規制を設けておられる企業あるいは下水道等から負荷されるとしてとらえまして検討中でございます。

以上でございます。

それから、先生御指摘の一応そういうふうな環境に対する汚濁の負荷总量でございますが、これは一応われわれ環境容量と考えておりますけれども、そういうことで、そういうふうなあるAという海域なら海域につきましてどの程度の汚濁が許容されるか。つまり逆に言いますと、そこに負荷されるる総負荷量について、どういうふうな規制をかけていけばいいかというのを現在、環境容量としてとらえまして検討中でございます。

新産都市の指定を受け、ここに工業が進出すると、いうようなことにもなったわけでございます。その際まあ、どういった企業が進出するか。それに、よって漁業がどういう影響を受けるかという点につきまして、県当局が十分関係漁民にこれらの事業の内容につきまして周知徹底せしめなかつたというような点は、はなはだ遺憾に存するわけですがございまして、私ども水産を担当するものといたしましては、まあ水産部局等がそういった面につきましては、積極的に漁民等にその旨を周知させるべきであるというふうに考えるものでございまして。ただ、全般として、最近全統計画も含めまして全体として国の経済の高度成長による公害を伴う企業誘致というような点につきましては、自治体自身もかなり反省もしておられるようでございまして、私どもいたしましても企業が、何と申しますか誘致される場合にも、公害のない企業、

の問題に關しまして、まあ私どもといたしましては、新産都市の指定を受け、ここに工業が進出するというようなことにもなつたわけでございます。そういう點から、どういった企業が進出するか。それに伴つて漁業がどういう影響を受けるかという点につきまして、県当局が十分関係漁民にこれらの事業の内容につきまして周知徹底せしめなかつたと、いうような点は、はなはだ遺憾に存するわけでございまして、私ども水産を担当するものといたしましては、まあ水産部局等がそういった面につきましては、積極的に漁民等にその旨を周知させる

の他全国至るところに公害問題が起きているわけですけれども、そういう問題が処理できるとはちょっとと考えられないわけですね。

ういう意味で複合汚染的なものも、一応規制の対象になるというふうなことがあります。現実問題といたしまして、この秋田港につきましては、県が環境基準、いわゆる水質汚濁にかかるわるい環境基準で海域にかかるB類型というのを一応当てはめております。そうしますと、B類型はODといたしますと三PPM以下ということになると、なっておりますから、当然その三PPM以下に保つために各社の排水規制というのを、先ほど水産庁の長官からも御説明がありましたように一応乗せし、排水基準というよりきびしい基準でやつていくわけでござります。ただ、国の一法律基準といいますものは一応総量、いま量的規制といいうものに非常になじみにくいわけでございまして、会社の規模あるいは会社の営業形態によりまして若干ずつ水質が変わってくるものでござりますから、各社別にそういうふうな総量を割り当てるということは、非常にむずかしゅうございますので、現在、われわれといたしましては、排水量とそれから水質という二本立てで規制すべく現在検討中でございます。

ん、漁協は要望を出したようですねけれども、とにかく説明会一つも開かれなかつたと、この東北製紙の設置の場合ですね。そしてまあ工場が開かれただと、で、まあ県としては相当規制をきびしくやつてあるといつても、結果としては、いま言つたような状態なんで、そこでやっぱりいろいろ考えてきますと、根本的な解決策が一体ないのかどうかという問題です。その点で私どもは、やはりこれは一たびその工場がくれば、当然それはもういろいろ汚水流も流すし、公害も出ます。しかし、それをほんとうにいま十分に規制するだけのものがないということになれば、そもそも論としてそういう大規模の工業開発を、そういう優秀な漁場の近くに持ってくるということをやめる以外には私は、ないというふうに考えるんですが、一体水産庁としては、そういう臨海工業開発というものについてどんなふうにお考えですか。

しかも御指摘のとおり、われわれが非常に漁場として価値の高いような沿岸海域にそういった工業が進出する。そしてそれが漁場汚染につながり、漁業の生産力の低下につながるということは、ゆるい問題でもあるわけでございますので、ああ私ども先般、各県の水産の公害担当官を集めまして、公害問題に対する取り組み方の会議を二日間持ったわけでござりますけれども、私どもの立場だけで全部が全部ものを申すわけにもまいらぬわけでござりますけれども、基本的にはいま言ったような考え方でこういった問題に取り組んでまいりたい、かように存じております。

○塚田大蔵君　長官のお気持ちはよくわかりますが、では水産庁が公害対策にどれだけの、具体的にどれだけ取つ組んでおられるかという問題になりますと、聞くところによれば、水産庁の公害担当の公害班というのは六人だといふうに私は聞いております。もちろん人間の数だけ多いからいいというものではないだらうと思ひますけれども、六人の公害班ではたしてそういった、いま言つたような畠田翁の問題はもちろんのこと、そ

沿岸漁業の振興を一方で口に叫びながら、実際には態は、まさに公害によるものというふうに考えておりますので、まあ、たまたま一昨年の国会で十四のたしか公害立法もできましたし、私どもいたしましては、いま以上公害が進行することを防ぐ、このための法律の厳正な運用、あるいは水質汚濁状況の監視、測定に万全を期する。これはもちろん県にお願いしなければならぬわけでござりますけれども、県の本産関係の公害の担当者の方々に、こういった面での御協力を仰ぐと同時に、私どもいたしましては、現在の予算が非常にわずかで恐縮なんでございますが、公害の汚染によりまして漁場の低下したものにつきましては、すみやかにその漁場の生産力の回復をはかる事業を実施する、これに対する助成をするというようなことを考えております。

なお、機構的にも私ども水産庁全体の機構の問題のあり方ということが検討しなければならぬ段階にきておりますので、その際、公害につきましてどういうふうに取り組むかというふうな点につきましては、最重点を置いて考えてまいりたい、かようになります。

○塙田大顯君　では、次に、もう一つお聞きしたいわけです。

それは最初に指摘いたしました第一の問題であります、が、地域開発等による漁場の喪失の問題、つまり具体的にいえば、埋め立ての問題であります。この埋め立ての問題も、今日非常に総合開発などが進んでいる中で問題が起きていると思うのであります、が、一体その実情がどうなつておるかをお聞かせ願いたいのです。つまり、最近のこの埋め立てなどによる漁場の喪失の面積が一体どのくらいあるのか。また、そのために影響を受けた漁民がどのぐらいいいるのか。さらには、それによると生産減がどのぐらになつておるのか、あるいは漁民への補償がどうなつておるか。こういろいろ幾つかの問題についてお聞かせ願いたいと思うのです。

○政府委員(太田康二君) 埋め立てによる漁場喪失の問題でございますが、最近、臨海工業基地の建設等によりまして埋め立てが行なわれておりますが、それによりまして漁業権が放棄され、埋め立てが実行されるということがあるわけでござりますけれども、ちょっと資料が古くて恐縮でございますが、私ども第四次の漁業センサスというのを昭和四十三年に実施いたしておりますと、これによりまして、昭和三十八年から昭和四十二年までの間におきますところの漁業権放棄、あるいは埋め立て実行の数字を把握をいたしております。

これによりますと、漁業権の放棄の面積が二五八平方キロメートル。ここに關係いたします共同漁業権に対する割合といたしましては、面積比率で申し上げますと、〇・二一%ということになります。それに伴います埋め立ての実行の面積でございますが、これも三十八年から四十二年の五ヵ年間におきまして、埋め立てされました面積が二百十六平方キロメートル。共同漁業権に対する割合といたしましては、〇・一七%、こういうことに相なっております。

なお、最近におきましても、私ども埋め立て等が進行いたしましてかなりの進度で漁業権の放棄、あるいは埋め立ての実行がされておるというふうに考えておりますが、全体的にどれくらいの面積になつておるかというようなことにつきましては、センサスの際に正確な数字がわかるわけですがございまして、最近の数字等につきましては、まだ整理をいたしておりませんが、三十八年から四十二年の実態について申し上げますと、いま言つたような状況に相なつておるものでございます。

○塙田大願君 いまお話しございました第四次漁業センサス、これは私も見をいたしましたんだですが、少し古いですよ、四十三年までのことでございまして、最近の実態、むろん最近こそ非常に総合開発や、臨海工業地帯のあれからでですから、最近、こく最近の実態、むろんが進んでおるのでして、その点で、もう少し実態の把握をしていただかなければならぬと思うんで

ですが、話を少し具体的に進めたいと思うんです。
一つの問題は、函館の埋め立ての問題であります。いま函館は、昭和四十六年の六月、函館市、上磯町、大野町、七飯町、亀田町の一市四町によつて、函館闊続合開発計画というものができたわけです。これによつて、いま、問題が起きているわけですが、この計画の中心は、七重浜一矢不來間、約六百ヘクタールを埋め立て、造成をする。そしてここにいろんな機械その他の、あるのは石油化学、火力発電などを誘致して、大臨海工業地帶を造成するという計画なんですが、ところが、これはいま、函館港のこの地域(図を示す)です。いまの函館はここですが、新しく線引きをいたしまして、ここまでがいまの函館ですが、線引きをして、ここまで更改線を引きまして、これを、ここに六百ヘクタールの埋め立てをする。こういう計画なんですが、この埋め立ての計画に対しては、地元の漁協がもう猛反対をしているわけですね。大体上磯町の三つの漁協組合は、函館湾拡張埋め立て反対期成会というものをつくりました。そして、しょっちゅう陳情や、デモンストレーションをやると、こういうことなんですが、しかし、事実は、着々としていま計画が進んでおる。地元の漁民の皆さんのが反対しているにかかわらず、計画はどうどんどん進められておる、こういうことなんですね。

し、まことにそのものすばりで、私どもも非常に意を強くするのですけれども、全くそのとおりだと思うのです。ところが、現実は、三菱系グループが中心になりまして、そうして函館市が、いわゆる新全縦に基づく北海道総合開発計画、さらに函館園総合開発基本計画というものをきめまして、そういういろいろ、買収の話まで、補償の話まで持ち込んで、何とか漁民の、地元の皆さんを説得しようとしてはかっておるのですが、しかし、私どもが調べたところによりますと、この漁場は、非常に優秀な漁場でございまして、たとえばアカガレイにつきましては、北海道内でわずか二ヵ所の生産地の一つだそうでありますし、また、ホタテガイの生産も、渡島支庁管内十八市町村のうち、海岸線を持つていて十五市町村のホタテガイの生産高合計が三億四千万円ぐらいのうち、この上磯漁業だけでもその半分以上、一億八千万円ぐらいを占めているというところです。したがって、この町の漁獲総生産高も、四十五年度には一億九千万円であったものが、四十六年度には約二倍にふえまして、三億二千万円にまで伸びておるということで、出かせぎに行つた若い衆が、もうみんな帰つて来て、そうしてもう出かせぎよりも漁業のほうが有利だということで、たいへん地元では漁業の発展のために力を尽くしている。そしてまた、研究なども非常に熱心で、現在地マキだけでやつているけれども、今度は、将来は海を立体的に利用して、下は地マキ、上は養殖をするというふうな、そういう計画まで持つておる。ついでまた、研究なども非常に熱心で、現在地マキだけでやつているけれども、今度は、将来は海を立体的に利用して、下は地マキ、上は養殖をするといふふうな、そういう計画まで持つておる。ついでまた、研究なども非常に熱心で、現在地マキだけでやつているけれども、今度は、将来は海を立体的に利用して、下は地マキ、上は養殖をするといふふうな、そういう計画まで持つておる。しましては、地元の方々も猛反対をやつておる、こういう実態でございます。

私どもは、これはどうしてもあくまでも漁業権者である地元の方々が反対している以上、国としても沿岸漁業の発展ということがうたわれておるこの段階におきまして、やはり積極的に私は介入して、こういう不当な臨海工業地帯の造成というものはやめさせるべきではないかと思っておりますが、その点については水産庁長官、どんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(太田康二君) ただいまお尋ねの函館圏の総合開発の計画でございますが、これは昭和四十五年七月十日に閣議決定を見ました第三期の北海道総合開発計画の一環として計画されたものであるというふうに承知をいたしております。そして、これが函館市を中心としまして函館圏の総合開発のために御指摘のとおり函館港内の一部、第一期工事としまして、矢来工業用地ということで約五百十ヘクタールを埋め立てて臨海工業地帯を造成する、こういう事業のようでございました。この点につきましては、先生からも何回もお話しのございましたように、現在、事業施行者でござりますところの函館市、あるいは運輸省も一部あるようでございますが、それと会社等もあるようでございますが、これらの事業施行者と埋め立て地区に当たりますところの上磯町管内の三つの漁協、この漁協との間で漁業補償についての話し合いが行なわれておりますが、いま御指摘のところに当たりますところの上磯町管内の三つの漁協、この漁協との間で漁業補償についての話し合いが行なわれておられます。公有水面埋立法によりますれば、権利者の同意がなければ免許がおろせないということが明らかにされておりますので、その間の問題があつておられます。この点につきましては、

部あるようでございますが、それと会社等もあるようでございますが、これらの事業施行者と埋め立て地区に当たりますところの上磯町管内の三つの漁協、この漁協との間で漁業補償についての話し合いが行なわれておりましたが、いま御指摘のとおり、漁業者が反対をしてなかなかその話し合いもついていない、こういう状況にあるわけでございます。公有水面埋立法によりますれば、権利者の同意がなければ免許がおろせないということが明らかにされておりますので、その間の問題があつておられます。この点につきましては、

補償もしなければならないということを基本の姿勢といたしておるのでございまして、漁業権がこ

こではいま御指摘のとおり、共同漁業権、あるい

は区画漁業権、一部定置漁業もあるようでござい

ます。地元の漁民の方々の気持ちもよくわかるわけ

でございますけど、一方におきましてすでに計画

も決定されておって、その具体化の段階で話し合

いが行き詰まつておるということをございま

す。

私どもいたしました、地元北海道あるいは函

館市、こういった事業の指導に当たるもの、ある

いは事業を直接担当するもの、これらにつきまし

ていま申し上げたようなことを十分理解をせしめ

た上で、事業に着手する場合には、十分地元との

話し合い、特に漁業者との話し合い、納得を得

た上でなければ実行できないことはもちろんござ

りますけれども、その点につきましての指導を

強くしてまいりたいと、かのように存じております。

○塙田大願君 いま、閣議決定もされているのだ

から、あとはまあ十分地元の方々の納得を得るよ

うに補償その他の問題について話し合いをした

い、こういふお話しでございましたけれども、地

元の方に聞きますとね、とにかくこれは先祖から

譲られた漁場なんで、とにかくこれはもう渡すわ

けにはいかない。それはその町中あげての反対な

んですね。しかも確かに国の政策から考えてみま

すが、やはりこれは民主主義の一つの原則だらうと

思ひます。また、事実こういう余分なトラブルを

起こす必要はないわけでござりますから、そなう

状態なんです。そして、いまのような事態になつ

てしまつた。

ですから、やはり問題は、一つには計画の決定以

前に漁民の皆さんへの意向を十分に聞くということ

が、やはりこれは民主主義の一つの原則だらうと

思ひます。また、事実こういう余分なトラブルを

起こす必要はないわけでござりますから、そなう

状態なんです。そして、いまのような事態になつ

てしまつた。

ですから、やはり問題は、一つには計画の決定以

前に漁民の皆さんへの意向を十分に聞くということ

が、やはりこれは民主主義の一つの原則だらうと

思ひます。また、事実こういう余分なトラブルを

起こす必要はないわけでござりますから、そなう

状態なんです。そして、いまのような事態になつ

てしまつた。

○塙田大願君 たいへん積極的な、前向きなお話

で、私もそういうふうな姿勢をひとつぜひ貫い

てやつぱり水産庁、農林省は農民、漁民サイドで

問題を提起していただく必要があるうかと思う

んです。確かに漁業者等の意見を尊重する

として、私もそういうふうな姿勢をひとつぜひ貫い

害をどんどん流されたりして、決してこれは目先

です。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団

休

の高成長ということから見ればどうか知りませ

んけれども、全体の日本の経済の発展から見れ

ば、決していいことではないのでして、國の将来

を考えるならば、当然積極的にやっていただきた

いと思うのですが、その一点、ひとつ大臣の最後

の御所見をお聞きして、きょうは時間が切れまし

たので私の質問終わりたいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 水産等につきまして

も、ほんとうに公害等が出てきまして、先ほどか

ら話を聞いていましたが、十年前などはだいぶ

違つておられます。でございますので、その公

害に対する賠償といふ消極的な方面ばかりじやな

く、その点などにつきましても私は契約上から

いかにも情勢の変化といふものがありまして、情

勢の変化に対してはそのとき結んだ契約などを変え

ていかなくちやならぬ、こういう態度で情勢の変

化に応じた補償、賠償などもせなくちやならぬ

いっても、それでも積極的な面でござりますが、そろ

そから、消極的な面でござりますが、そろ

うものをなくするということに相当力を入れ

なくちやならぬし、そうしてまたそういう消極面

を除去して、また漁業の振興といふことに積極的

に力を入れなくちやならぬ、こういうように思ひ

ます。でありますので、いろいろ御意見等は拝聴

いたしまして、非常に私も賛成でござります。ま

た、その方向についても塚田さんの御意見のよう

に積極的にやっていきたい、こう思います。

○委員長(高橋雄之助君) 他に發言もなければ三

案に対する質疑は、終局したものと認めます。

なお、討論、採決は後日に譲ることにいたしま

す。

○委員長(高橋雄之助君) 次に、農林漁業団体職

員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農林漁業団体職員共済

組合法の一部を改正する法律案につきまして、そ

れを政府から趣旨説明を聽取します。赤城農

林大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農林漁業団体職員共済

組合法の一部を改正する法律案につきまして、そ

れを政府から趣旨説明を聽取します。赤城農
林大臣。

○委員長(高橋雄之助君) 次に、補足説明を聽取

します。内村農政局長。

○政府委員(内村良英君) 農林漁業団体職員共済

組合法等の一部を改正する法律案につきまして、そ

れを提出いたしました理由につきまして、

その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきまして、

は、すでに提案理由説明において申し述べたとこ

ととしておりま

るところとしております。

以上がこの法律案の理由と主要な内容であります。

この期間について、その者が組合員であったもの

とみなした場合に納付すべきであった掛け金の額を控

除した額に、これに対する利子相当額を加算した額を納付金として本共済組合に納付した場合に

限り特例措置として通算を認めることとしてお

ります。

なお、この場合の納付金については、法人及び

組合員の折半負担とし、納付金については所得税

法等の特例措置として社会保険料とみなし、これ

を控除することとしております。

また、本修正と関連し、厚生保険特別会計の積

み立て金のうち、組合員期間に合算されること

なった職員の厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間を持

つ者については、厚生年金保険の被保険者でな

いものについては、昭和四十七年十月一日にかかるものに

つ組合員期間とみなし、第四種被保険者として納付

した保険料の額にこれに対する利子相当額を加算

して得た額の合計額に相当する金額を厚生保険特

別会計からその者に還付するものとしておりま

す。

その他の所要の規定の整備を行なうこととしてお

ります。

<p

ろであります。所要財源率の処理に関し若干ふれんして申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合の掛け金率は、原則として五年ごとに実施する所要財源率再計算の結果に基づいて定めることいたしております。現行の掛け金率は千分の九十六となつておりますが、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利差益の一部の充当を行なうことによりこの增加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げま

す。第一条は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。

このうち、第十七条の改正規定は、任意継続組合員となることができる者の範囲を制限しようとするとするものであります。昭和四十七年十月一日以後に組合員の資格を取得する者は、任意継続組員となることができないこととしております。次に、第二十条の改正規定は、最近の農林漁業団体職員の給与の実態にかんがみ、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を引き上げようとするものであります。現行の一萬二千円を一萬八千円に引き上げることとしております。また、第六十二条の改正規定は、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用に対する国補助率を一六%から一八%に引き上げることとしたものであります。

第二条は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

の規定は、既裁定年金の額の改定であります。

昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年

金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となっている平均標準給与の年額等を一

〇・一%引き上げることにより年金額を増額する

が、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利差益の一部の充当を行なうことによりこの增加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げま

す。第一条は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。

このうち、第十七条の改正規定は、任意継続組合員となることができる者の範囲を制限しようとするとするものであります。昭和四十七年十月一日以後に組合員の資格を取得する者は、任意継続組員となることができないこととしております。

次に、第二十条の改正規定は、最近の農林漁業団体職員の給与の実態にかんがみ、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を引き上げようとするものであります。現行の一萬二千円を一萬八千円に引き上げることとしております。

また、第六十二条の改正規定は、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用に対する国補助率を一六%から一八%に引き上げることとしたものであります。

第二条は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

このためのものであります。

最後に、第三条及び第四条は、第二条の措置に関連して規定の整備を行なうとともに、いわゆる旧法の通算退職年金についても、昭和四十六年度における年金の額の引き上げの措置と同様の改善をはかるとするものであります。

以上がこの法律案のおもな内容であります。

なお、この法律案に対しまして、先ほど御説明がありましたように、衆議院において修正が行なわれまして、補助率の引き上げに関する部分の施行期日につきましては、これを公布の日から施行をはかるとするものであります。

この法律の施行期日は、補助率の引き上げに関する部分を除き、昭和四十七年十月一日といたしております。

以上をもちましてこの法律案の提案理由の補足說明をいたします。

○委員長(高橋雄之助君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

○委員長(高橋雄之助君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

このうち、第十七条の改正規定は、任意継続組合員となることができる者の範囲を制限しようとするとするものであります。昭和四十七年十月一日以後に組合員の資格を取得する者は、任意継続組員となることができないこととしております。

次に、第二十条の改正規定は、最近の農林漁業団体職員の給与の実態にかんがみ、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を引き上げようとするものであります。現行の一萬二千円を一萬八千円に引き上げることとしております。

また、第六十二条の改正規定は、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用に対する国補助率を一六%から一八%に引き上げることとしたものであります。

第二条は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

の規定は、既裁定年金の額の改定であります。

昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年

金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となっている平均標準給与の年額等を一

〇・一%引き上げることにより年金額を増額する

が、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利差益の一部の充当を行なうことによりこの增加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げま

す。第一条は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。

このうち、第十七条の改正規定は、任意継続組合員となることができる者の範囲を制限しようとするとするものであります。昭和四十七年十月一日以後に組合員の資格を取得する者は、任意継続組員となることができないこととしております。

次に、第二十条の改正規定は、最近の農林漁業団体職員の給与の実態にかんがみ、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を引き上げようとするものであります。現行の一萬二千円を一萬八千円に引き上げることとしております。

また、第六十二条の改正規定は、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用に対する国補助率を一六%から一八%に引き上げることとしたものであります。

第二条は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

の規定は、既裁定年金の額の改定であります。

昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年

金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となっている平均標準給与の年額等を一

〇・一%引き上げることにより年金額を増額する

が、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利差益の一部の充当を行なうことによりこの增加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げま

す。第一条は、農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

の規定は、既裁定年金の額の改定であります。

昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年

金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となっている平均標準給与の年額等を一

〇・一%引き上げることにより年金額を増額する

が、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利差益の一部の充当を行なうことによりこの增加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げま

す。第一条は、農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

の規定は、既裁定年金の額の改定であります。

昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年

金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となっている平均標準給与の年額等を一

〇・一%引き上げることにより年金額を増額する

が、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利差益の一部の充当を行なうことによりこの增加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げま

昭和四十七年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D